

令和 7 年 9 月八戸市議会定例会

提 出 議 案

9 月市議会定例会に付議すべき事件

議案第88号	令和7年度八戸市一般会計補正予算	別冊
議案第89号	令和7年度八戸市都市計画土地区画整理事業特別会計補正予算	別冊
議案第90号	令和7年度八戸市霊園特別会計補正予算	別冊
議案第91号	八戸市教育委員会の委員に任命する者につき同意を求めることについて	5
議案第92号	人権擁護委員の候補者に推薦する者につき意見を求めることについて	9
議案第93号	八戸市学習等供用施設条例の一部を改正する条例の制定について	13
議案第94号	八戸市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について	15
議案第95号	八戸市市税条例の一部を改正する条例の制定について	17
議案第96号	八戸市中央卸売市場条例の一部を改正する条例の制定について	23
議案第97号	八戸市博物館展示等リニューアル業務委託契約の締結について	25
議案第98号	八戸北インター第2工業団地造成工事（その2）請負契約の締結について	27
議案第99号	八戸市一般廃棄物最終処分場被覆施設移設工事請負の一部変更契約の締結について	29
議案第100号	学習者用コンピュータの買入れについて	31
議案第101号	電気式フォークリフトの買入れについて	33
認定第1号	令和6年度八戸市一般会計及び各特別会計決算の認定について	35

議案第91号

八戸市教育委員会の委員に任命する者につき同意を求めることについて
八戸市教育委員会の委員に別紙の者を任命することについて同意を求める。

令和7年9月2日 提出

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

1人の委員の任期満了に伴う後任の委員を任命するため同意を求めるものである。

氏 名 福 井 武 久

議案第92号

人権擁護委員の候補者に推薦する者につき意見を求めることについて
人権擁護委員の候補者に別紙の者を推薦することについて意見を求める。

令和7年9月2日 提出

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

2人の委員の任期満了に伴う後任の委員の候補者を推薦することについて意見を求めるものである。

氏 名 佐々木 寿 子
畑 内 俊 一

議案第93号

八戸市学習等供用施設条例の一部を改正する条例の制定について
八戸市学習等供用施設条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和7年9月2日 提出

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

上長地区市民センターを廃止するためのものである。

八戸市学習等供用施設条例の一部を改正する条例

八戸市学習等供用施設条例（昭和46年八戸市条例第9号）の一部を次のように改正する。
第2条の表中八戸市上長地区市民センターの項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第94号

八戸市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について
八戸市附属機関設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和7年9月2日 提出

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

P F I 事業等事業者選定委員会を設置するためのものである。

八戸市附属機関設置条例の一部を改正する条例

八戸市附属機関設置条例（平成25年八戸市条例第6号）の一部を次のように改正する。

別表の1 八戸市行政改革委員会の項の次に次のように加える。

八戸市P F I 事業等事業者選定委員会	民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）に基づく特定事業又はこれに類する事業における民間事業者の選定その他必要な事項の調査審議に関すること。
----------------------	---

附 則

- 1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。
- 2 八戸市特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年八戸市条例第26号）の一部を次のように改正する。

別表第1及び別表第2中「行政改革委員会の委員」を

「行政改革委員会の委員
P F I 事業等事業者選定委員会の委員」に改める。

議案第95号

八戸市市税条例の一部を改正する条例の制定について
八戸市市税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和7年9月2日 提出

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

地方税法等の一部改正に伴い、個人市民税に係る特定親族の所得控除の追加、加熱式たばこに係る市たばこ税の課税標準の特例の創設その他所要の改正をするためのものである。

八戸市市税条例の一部を改正する条例

八戸市市税条例（昭和25年八戸市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第8条の6の次に次の1条を加える。

（公示送達）

第8条の7 法第20条の2の規定による公示送達は、公示事項（同条第2項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。）を施行規則第1条の8第1項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を八戸市公告式条例（昭和25年八戸市条例第24号）第2条第2項に規定する掲示場に掲示し、又は公示事項を市の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってするものとする。

第21条の2中「又は扶養控除額」を「、扶養控除額又は特定親族特別控除額」に改める。

第24条第1項ただし書中「若しくは法第314条の2第4項」を「、法第314条の2第4項」に改め、「扶養控除額」の次に「若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第24条の2の2第1項第3号及び第24条の2の3第1項において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」を加える。

第24条の2の2第1項第3号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える。

第24条の2の3第1項中「者に限る。）」の次に「若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）」を加え、同項第3号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える。

附則第14条の2の次に次の1条を加える。

（加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例）

第14条の2の2 令和8年4月1日以後に第73条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等（次項において「売渡し等」という。）が行われた加熱式たばこ（第73条第1号オに掲げる加熱式たばこをいい、第74条の2の規定により製造たばことみなされるものを含む。以下この条において同じ。）に係る第75条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこ（第73条第1号アに掲げる紙巻たばこをいう。以下この項及び次項において同じ。）の本数によるものとする。

(1) 葉たばこ（たばこ事業法第2条第2号に規定する葉たばこをいう。）を原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ（当該葉たばこ

を原料の全部又は一部としたものを施行規則附則第 8 条の 4 の 2 に規定するところにより直接加熱することによって喫煙の用に供されるものに限る。) 当該加熱式たばこの重量 (フィルターその他の施行規則附則第 8 条の 4 の 3 に規定するものに係る部分の重量を除く。以下この項から第 3 項までにおいて同じ。) の 0.35 グラムをもって紙巻たばこの 1 本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの 1 本当たりの重量が 0.35 グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの 1 本をもって紙巻たばこの 1 本に換算する方法

(2) 前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量の 0.2 グラムをもって紙巻たばこの 1 本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの 1 個当たりの重量が 4 グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの品目ごとの 1 個をもって紙巻たばこの 20 本に換算する方法

2 前項の規定により加熱式たばこのうち同項第 1 号ただし書の規定の適用を受けるもの及び同項第 2 号ただし書の規定の適用を受けるものの以外のものの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等が行われた加熱式たばこの品目ごとの 1 個当たりの重量に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同項各号に掲げる区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

3 前項の計算に関し、同項の加熱式たばこの品目ごとの 1 個当たりの重量に 0.1 グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

4 第 1 項第 2 号に掲げる加熱式たばこ (第 74 条の 2 の規定により製造たばことみなされるものに限る。) のうち、次に掲げるものについては、同号ただし書の規定は、適用しない。

(1) 第 1 項第 1 号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるもの

(2) 第 1 項第 2 号に掲げる加熱式たばこ (第 74 条の 2 の規定により製造たばことみなされるものを除く。) と併せて喫煙の用に供される加熱式たばこ (同条の規定により製造たばことみなされるものに限る。) であって当該加熱式たばこのみの品目のもの

附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、令和 8 年 1 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 附則第 14 条の 2 の次に 1 条を加える改正規定及び附則第 4 条の規定 令和 8 年 4 月 1 日

(2) 第 8 条の 6 の次に 1 条を加える改正規定及び次条の規定 地方税法等の一部を改正する法律 (令和 5 年法律第 1 号) 附則第 1 条第 12 号に掲げる規定の施行の日

(公示送達に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後の八戸市市税条例（以下「新条例」という。）第8条の7の規定は、前条第2号に掲げる規定の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。

（市民税に関する経過措置）

第3条 新条例第21条の2及び第24条第1項ただし書の規定は、令和8年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和7年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 令和8年度分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る新条例第24条第1項の規定の適用については、同項ただし書中「特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第24条の2の2第1項第3号及び第24条の2の3第1項において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」とあるのは、「特定親族特別控除額」とする。

3 新条例第24条の2の2第1項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に支払を受けるべき新条例第24条第1項ただし書に規定する給与について提出する新条例第24条の2の2第1項及び第3項の規定による申告書について適用し、施行日前に支払を受けるべきこの条例による改正前の八戸市市税条例（以下「旧条例」という。）第24条第1項ただし書に規定する給与について提出した旧条例第24条の2の2第1項及び第3項の規定による申告書については、なお従前の例による。

4 新条例第24条の2の3第1項の規定は、施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第24条の2の3第1項の規定による申告書について適用し、施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第24条の2の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

（市たばこ税に関する経過措置）

第4条 次項に定めるものを除き、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった加熱式たばこ（新条例附則第14条の2の2第1項に規定する加熱式たばこをいう。次項において同じ。）に係る市たばこ税については、なお従前の例による。

2 令和8年4月1日から同年9月30日までの間に、八戸市市税条例第73条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等が行われた加熱式たばこに係る同条例第75条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項及び新条例附則第14条の2の2の規定にかかわらず、次に掲げる製造たばこの本数の合計数によるものとする。

- (1) 八戸市市税条例第75条第3項の規定により換算した紙巻たばこ（新条例附則第14条の2の2第1項に規定する紙巻たばこをいう。次号において同じ。）の本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数
 - (2) 新条例附則第14条の2の2の規定により換算した紙巻たばこの本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数
- 3 前項各号に掲げる製造たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

議案第96号

八戸市中央卸売市場条例の一部を改正する条例の制定について
八戸市中央卸売市場条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和7年9月2日 提出

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

花き部保冷库を設置し、その使用料を定めるためのものである。

八戸市中央卸売市場条例の一部を改正する条例

八戸市中央卸売市場条例（昭和52年八戸市条例第38号）の一部を次のように改正する。

別表第4中

「

倉庫使用料	1平方メートルにつき 月額 620円（花き部にあっては、750円）
-------	--------------------------------------

を

」

「

倉庫使用料	花き部保冷库	1平方メートルにつき 月額 1,260円
	その他の倉庫	1平方メートルにつき 月額 620円（花き部にあっては、750円）

に

」

改める。

附 則

この条例は、令和7年10月1日から施行する。

議案第97号

八戸市博物館展示等リニューアル業務委託契約の締結について

八戸市博物館展示等リニューアル業務委託契約について、別紙のように委託契約を締結する。

令和7年9月2日 提出

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

八戸市博物館展示等リニューアル業務の委託契約を締結するためのものである。

- 1 委託内容 八戸市博物館の展示物等を制作し、及び設備を改修する作業
- 2 契約額 399,300,000円
- 3 期 間 契約締結の翌日から令和9年6月30日まで
- 4 契約者 東京都千代田区紀尾井町3番23号
株式会社トータルメディア開発研究所
代表取締役 山 村 健一郎

議案第98号

八戸北インター第2工業団地造成工事（その2）請負契約の締結について

八戸北インター第2工業団地造成工事（その2）について、別紙のように請負契約を締結する。

令和7年9月2日 提出

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

八戸北インター第2工業団地造成工事（その2）の請負契約を締結するためのものである。

- 1 場 所 八戸市大字河原木字平地内他
- 2 契 約 額 830,076,500円
- 3 期 間 契約締結の翌日から令和10年3月24日まで
- 4 契 約 者 田名部組・東復・根城グリーン特定建設工事共同企業体
代表者
八戸市石堂二丁目11番21号
株式会社田名部組
代表取締役 田名部 智 之
構成員
八戸市大字売市字右水門下2番地1
東復建設株式会社
代表取締役社長 高 木 幹 人
構成員
八戸市西白山台六丁目9番21号
株式会社根城グリーン建設
代表取締役 山 下 英 夫
- 5 そ の 他 請負契約内容細部については、八戸市財務規則による。

議案第99号

八戸市一般廃棄物最終処分場被覆施設移設工事請負の一部変更契約の締結について

八戸市一般廃棄物最終処分場被覆施設移設工事の請負について、別紙のように一部変更契約を締結する。

令和7年9月2日 提出

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

先に請負契約を締結した八戸市一般廃棄物最終処分場被覆施設移設工事について、設計変更により契約額を変更するためのものである。

契約額「344,181,200円」を「384,252,000円」に変更する。

議案第100号

学習者用コンピュータの買入れについて
別紙のとおり学習者用コンピュータを買い入れる。

令和7年9月2日 提出

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

中学校で使用する学習者用のコンピュータを買い入れるためのものである。

1 品名及び数量

品 名	数 量
タブレット型パーソナルコンピュータ	5,676台

2 買 入 金 額 310,931,280円

議案第101号

電気式フォークリフトの買入れについて
別紙のとおり電気式フォークリフトを買い入れる。

令和7年9月2日 提出

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

第二魚市場で使用する電気式フォークリフトを買い入れるためのものである。

1 品名及び数量

品 名	数 量
電気式フォークリフト（最大荷重 2,500kg）	15台

2 買 入 金 額 38,692,500円

認定第 1 号

令和 6 年度八戸市一般会計及び各特別会計決算の認定について
令和 6 年度八戸市一般会計及び各特別会計に係る決算を次のように認定に付する。

令和 7 年 9 月 2 日 提出

八戸市長 熊 谷 雄 一

- 1 令和 6 年度八戸市一般会計歳入歳出決算
- 2 令和 6 年度八戸市国民健康保険特別会計歳入歳出決算
- 3 令和 6 年度地方卸売市場八戸市魚市場特別会計歳入歳出決算
- 4 令和 6 年度八戸市都市計画土地地区画整理事業特別会計歳入歳出決算
- 5 令和 6 年度八戸市学校給食特別会計歳入歳出決算
- 6 令和 6 年度八戸市駐車場特別会計歳入歳出決算
- 7 令和 6 年度八戸市中央卸売市場特別会計歳入歳出決算
- 8 令和 6 年度八戸市霊園特別会計歳入歳出決算
- 9 令和 6 年度八戸市介護保険特別会計歳入歳出決算
- 10 令和 6 年度八戸市国民健康保険南郷診療所特別会計歳入歳出決算
- 11 令和 6 年度八戸市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
- 12 令和 6 年度八戸市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計歳入歳出決算
- 13 令和 6 年度八戸市産業団地造成事業特別会計歳入歳出決算

認定第 2 号

令和 6 年度八戸市公営企業会計決算の認定について
令和 6 年度八戸市公営企業会計に係る決算を次のように認定に付する。

令和 7 年 9 月 2 日 提出

八戸市長 熊 谷 雄 一

- 1 令和 6 年度八戸市自動車運送事業会計決算
- 2 令和 6 年度八戸市立市民病院事業会計決算
- 3 令和 6 年度八戸市下水道事業会計決算